

## 8 法令等関係

### 島本町立図書館設置条例

昭和53年6月2日  
条例第15号

(目的及び設置)

第1条 図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理保存して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、島本町立図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 島本町立図書館

位置 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号

(事業)

第3条 島本町立図書館(以下「図書館」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、町政資料、郷土資料、逐次刊行物、その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、分類、配列し、その目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を一般住民の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 学校及び社会教育施設等と連絡、協力し、島本町の教育発展に資すること。
- (4) その他目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会が定める。

(職員)

第5条 図書館に館長、専門的職員、その他必要な職員を置く。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和53年規則第14号で昭和53年9月1日から施行)

2 島本町図書館建設基金条例(昭和50年条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成8年3月29日条例第6号)

この条例は、平成8年7月22日から施行する。